

指定項目についての「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」を定める環境省告示

目 次

I	「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」を定める環境省告示第80号 (平成28年9月5日)	1
II	「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」を定める環境省告示第81号 (平成28年9月5日)	6
III	「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」を定める環境省告示第82号 (平成28年9月5日)	23

告

示

○環境省告示第八十号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第一条の五第三項の規定に基づき、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。
 平成二十八年九月五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
 ○化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十四号）（抄）

環境大臣 山本 公一

改正後

改正前

別表第一 一〇三（略）

別表第一 一〇三（略）

整理番号	業種その 他の区分	化学的酸素要求量 〔単位：リットルに つきミリグラム〕			備 考
		(1)	(2)	(3)	
一六 造業 野菜漬物製 造業		(イ)	四〇	七〇	
		(ロ)	四〇	六〇	
二二 造業 ぶどう糖・ 水あめ・異 性化糖製 造業		(イ)	五〇	八五	
		(ロ)	五〇	六〇	
八九 造業 機械すき 和紙製 造業		(イ)	六〇	七五	ハルブ製造工程を有するものに於ては、第三欄の(イ)及び(ロ)の値は、(1)〇九〇とする。
		(ロ)	六〇	七〇	
九二 造業 段ボール製 造業		(イ)	二〇	六〇	
		(ロ)	二〇	五〇	
		(イ)	一五	三〇	
		(ロ)	一五	三〇	

整理番号	業種その 他の区分	化学的酸素要求量 〔単位：リットルに つきミリグラム〕			備 考
		(1)	(2)	(3)	
一六 造業 野菜漬物製 造業		(イ)	四〇	八〇	
		(ロ)	四〇	六〇	
二二 造業 ぶどう糖・ 水あめ・異 性化糖製 造業		(イ)	五〇	九〇	
		(ロ)	五〇	六〇	
八九 造業 機械すき 和紙製 造業		(イ)	六〇	八〇	ハルブ製造工程を有するものに於ては、第三欄の(イ)及び(ロ)の値は、(1)〇九〇とする。
		(ロ)	六〇	八〇	
九二 造業 段ボール製 造業		(イ)	二〇	六〇	
		(ロ)	二〇	六〇	
		(イ)	一五	三〇	
		(ロ)	一五	三〇	

三
二

し尿浄化槽基準法の施行令第二十号第五十二条第三項第一号の表に定める処理方法に該当しないものに限る。

三〇

五〇

三〇

五〇

三〇

五〇

(一) 平成十八年一月三十一日以前に設置された第二号の浄化槽は、当該浄化槽の構造及び処理方法が、前記の基準に適合しているものと認められるものについては、第三項の規定は適用しない。

(二) 前記第一号の浄化槽は、当該浄化槽の構造及び処理方法が、前記の基準に適合しているものと認められるものについては、第三項の規定は適用しない。

(三) 平成十八年一月三十一日以前に設置された第二号の浄化槽は、当該浄化槽の構造及び処理方法が、前記の基準に適合しているものと認められるものについては、第三項の規定は適用しない。

(四) 平成十八年二月一日以後に設置された第二号の浄化槽は、当該浄化槽の構造及び処理方法が、前記の基準に適合しているものと認められるものについては、第三項の規定は適用しない。

(五) 第三項の規定は、当該浄化槽の構造及び処理方法が、前記の基準に適合しているものと認められるものについては、適用しない。

三
二

し尿浄化槽基準法の施行令第二十号第五十二条第三項第一号の表に定める処理方法に該当しないものに限る。

三〇

七〇

三〇

五〇

三〇

五〇

(一) 平成十八年一月三十一日以前に設置された第二号の浄化槽は、当該浄化槽の構造及び処理方法が、前記の基準に適合しているものと認められるものについては、第三項の規定は適用しない。

(二) 前記第一号の浄化槽は、当該浄化槽の構造及び処理方法が、前記の基準に適合しているものと認められるものについては、第三項の規定は適用しない。

(三) 平成十八年一月三十一日以前に設置された第二号の浄化槽は、当該浄化槽の構造及び処理方法が、前記の基準に適合しているものと認められるものについては、第三項の規定は適用しない。

(四) 平成十八年二月一日以後に設置された第二号の浄化槽は、当該浄化槽の構造及び処理方法が、前記の基準に適合しているものと認められるものについては、第三項の規定は適用しない。

(五) 第三項の規定は、当該浄化槽の構造及び処理方法が、前記の基準に適合しているものと認められるものについては、適用しない。

2 1

この告示は、公布の日から適用する。
 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の五第一項及び第二項に基づき、都道府県知事が定める化学的酸素要求量についての総量規制基準の適用の日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cco、Cci及びCcjの値に係る業種その他の区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のおりとする。

別表第二 (略)		別表第二 (略)	
二三三	し尿処理場 (し尿浄化槽に係るもの)	二三三	し尿処理場 (し尿浄化槽に係るもの)
四〇		五〇	
五〇		八〇	
三〇		五〇	
五〇		八〇	
二〇		三〇	
四〇		六〇	
二三三	(一) 昭和六十一年六月三十日以前に設置されたものを除く(二) 第三欄の(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇とする。	二三三	(一) 昭和五十一年七月二十二日以前に設置されたものを除く(二) 第三欄の(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ七〇、九〇、四〇とする。
四〇		五〇	
五〇		八〇	
三〇		五〇	
五〇		八〇	
二〇		三〇	
四〇		六〇	
二三三	(一) 昭和六十一年六月三十日以前に設置されたものを除く(二) 第三欄の(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇とする。	二三三	(一) 昭和五十一年七月二十二日以前に設置されたものを除く(二) 第三欄の(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ七〇、九〇、四〇とする。
四〇		五〇	
五〇		八〇	
三〇		五〇	
五〇		八〇	
二〇		三〇	
四〇		六〇	
二三三	(一) 昭和六十一年六月三十日以前に設置されたものを除く(二) 第三欄の(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇とする。	二三三	(一) 昭和五十一年七月二十二日以前に設置されたものを除く(二) 第三欄の(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ七〇、九〇、四〇とする。
四〇		五〇	
五〇		八〇	
三〇		五〇	
五〇		八〇	
二〇		三〇	
四〇		六〇	

これと同欄の順序に従い、二五、二〇、一〇、二五、一〇、二五とする。

これと同欄の順序に従い、二五、二〇、一〇、二五、一〇、二五とする。

○環境省告示第八十一号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年 総理府令第二号）第一条の六第三項の規定に基づき、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月 環境省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月五日

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるものように改める。
○ 窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月 環境省告示第百三十五号）（抄）

環境大臣 山本 公一

改正後

改正前

一～三 (略)
別表第一

一～三 (略)
別表第一

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 〔単位：リットルにつきミリグラム〕		備考
		(イ)	(ロ)	
七	畜産食料品製造業 （前二項に掲げるものを除く）	三〇	四〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	一五	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	二〇	三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	一五	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	九五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする
		一〇	三五	
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	一五	
二八	米菓製造業	一五	二五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、三〇とする
		一〇	一五	

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 〔単位：リットルにつきミリグラム〕		備考
		(イ)	(ロ)	
七	畜産食料品製造業 （前二項に掲げるものを除く）	三〇	四〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	一〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	二〇	三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	二〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	二二〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする
		一〇	三五	
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする
		一〇	二〇	
二八	米菓製造業	一五	三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、三〇とする
		一〇	一五	

(略)	六四	六三	六二	(略)	四四	四二	三九	(略)	三七	(略)	三四
	繊維工業で不織布の製造工程に係るもの	繊維工業で繊維染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む)に係るもの	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む)に係るもの		清酒製造業	果実酒製造業	冷凍調理食品製造業		豆腐・油揚げ製造業		穀類でんぷん製造業
	二〇	二〇	一〇		一〇	一五	二〇		二〇		一五
	三〇	三〇	二〇		二〇	二五	三五		三〇		二五
	一〇	一〇	一〇		一〇	一〇	一〇		一〇		一〇
	一五	一五	一五		一五	一五	一五		二〇		一五
	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第二欄(1)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、二五とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、三〇とする			

(略)	六四	六三	六二	(略)	四四	四二	三九	(略)	三七	(略)	三四
	繊維工業で不織布の製造工程に係るもの	繊維工業で繊維染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む)に係るもの	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む)に係るもの		清酒製造業	果実酒製造業	冷凍調理食品製造業		豆腐・油揚げ製造業		穀類でんぷん製造業
	二〇	二〇	一〇		一〇	一五	二〇		二〇		一五
	三〇	三〇	三〇		二〇	二五	三五		四〇		三〇
	一〇	一〇	一〇		一〇	一〇	一〇		一〇		一〇
	二〇	二〇	二〇		二〇	二〇	二〇		二五		一五
	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第二欄(1)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、二五とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(1)の値は、三〇とする			

一〇七	(略)	一〇三	一〇二	(略)	七二	(略)	六八
無機顔料製造業		複合肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業		合板製造業(集成材製造業を含む)又はパルプ・紙製造業		繊維工業(整理番号五五の項から前掲のもの)を除く
二五		一五	一五		一〇		一五
三五		二五	二五		二〇		二五
二〇		一〇	一〇		一〇		一〇
三〇		一五	一五		一五		一五
(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、三〇とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、三〇とする。	(一) アンモニア製造工程にあっては、第三欄の値は、二〇とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、三〇とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする。

一〇七	(略)	一〇三	一〇二	(略)	七二	(略)	六八
無機顔料製造業		複合肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業		合板製造業(集成材製造業を含む)又はパルプ・紙製造業		繊維工業(整理番号五五の項から前掲のもの)を除く
二五		一五	一五		一〇		一五
四〇		三五	二五		二五		二五
二〇		一〇	一〇		一〇		一〇
三〇		一五	一五		二〇		二〇
(一) アンモニア製造工程にあっては、第三欄の値は、二〇とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、三〇とする。	(一) アンモニア製造工程にあっては、第三欄の値は、二〇とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(1)の値は、三〇とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、二〇とする。

一〇八	無機化学工業製品 製造業(整理番号 五〇の項から前 の項まで掲げるも を除く)	二〇	五〇	一〇	四〇	(一) バナジウム化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (二) 酸化コバルト製造工程に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (三) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (四) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (五) イットリウム化合物製造工程(第三欄)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (六) イットリウム化合物製造工程(第三欄)に於けるものは、第三欄の順序に従う。
二〇						
五〇						
一〇						
四〇						

一〇八	無機化学工業製品 製造業(整理番号 五〇の項から前 の項まで掲げるも を除く)	二〇	五〇	一〇	四〇	(一) バナジウム化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (二) 酸化コバルト製造工程に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (三) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (四) モリブデン化合物製造工程(塩析工程)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (五) イットリウム化合物製造工程(第三欄)に於けるものは、第三欄の順序に従う。 (六) イットリウム化合物製造工程(第三欄)に於けるものは、第三欄の順序に従う。
二〇						
五〇						
一〇						
四〇						

<p>一一〇</p>	<p>一一九</p>	
<p>石油化学系基礎製 品製造業で環境中 間物・合成染料・製 造工程・有機顔料製 造工程に係るもの</p>	<p>石油化学系基礎製 品製造業で脂肪族 系中間物製造工程 に係るもの</p>	
<p>一五</p>	<p>一五</p>	
<p>二五</p>	<p>四〇</p>	
<p>一〇</p>	<p>一〇</p>	
<p>一五</p>	<p>一五</p>	
<p>(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄(一)に掲げるものとする。三</p> <p>(二) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄(二)に掲げるものとする。三</p> <p>(三) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄(三)に掲げるものとする。三</p> <p>(四) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄(四)に掲げるものとする。三</p> <p>(五) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄(五)に掲げるものとする。三</p>	<p>(一) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄(一)に掲げるものとする。三</p> <p>(二) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄(二)に掲げるものとする。三</p> <p>(三) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄(三)に掲げるものとする。三</p> <p>(四) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄(四)に掲げるものとする。三</p> <p>(五) 窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄(五)に掲げるものとする。三</p>	<p>(イ) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第三欄の値は、(一)から(五)までの順序に、それぞれ、四〇、三〇、二〇、一〇、〇とする。</p> <p>(ロ) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第三欄の値は、(一)から(五)までの順序に、それぞれ、四〇、三〇、二〇、一〇、〇とする。</p> <p>(ハ) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第三欄の値は、(一)から(五)までの順序に、それぞれ、四〇、三〇、二〇、一〇、〇とする。</p> <p>(ニ) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第三欄の値は、(一)から(五)までの順序に、それぞれ、四〇、三〇、二〇、一〇、〇とする。</p> <p>(ホ) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第三欄の値は、(一)から(五)までの順序に、それぞれ、四〇、三〇、二〇、一〇、〇とする。</p>
<p>一一〇</p>	<p>一一九</p>	
<p>石油化学系基礎製 品製造業で環境中 間物・合成染料・製 造工程・有機顔料製 造工程に係るもの</p>	<p>石油化学系基礎製 品製造業で脂肪族 系中間物製造工程 に係るもの</p>	
<p>一五</p>	<p>一五</p>	
<p>三〇</p>	<p>五〇</p>	
<p>一〇</p>	<p>一〇</p>	
<p>二五</p>	<p>一五</p>	
<p>窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄の値は、(一)から(五)までの順序に、それぞれ、四〇、三〇、二〇、一〇、〇とする。</p>	<p>窒素又はその化合物を原料として使用するものは、第三欄の値は、(一)から(五)までの順序に、それぞれ、四〇、三〇、二〇、一〇、〇とする。</p>	<p>(イ) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第三欄の値は、(一)から(五)までの順序に、それぞれ、四〇、三〇、二〇、一〇、〇とする。</p> <p>(ロ) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第三欄の値は、(一)から(五)までの順序に、それぞれ、四〇、三〇、二〇、一〇、〇とする。</p> <p>(ハ) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第三欄の値は、(一)から(五)までの順序に、それぞれ、四〇、三〇、二〇、一〇、〇とする。</p> <p>(ニ) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第三欄の値は、(一)から(五)までの順序に、それぞれ、四〇、三〇、二〇、一〇、〇とする。</p> <p>(ホ) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第三欄の値は、(一)から(五)までの順序に、それぞれ、四〇、三〇、二〇、一〇、〇とする。</p>

一四	二三	二二	一一
石油化学系基礎製 品製造業(整理番 号一〇九の項か ら前項までの掲 げを除く)	石油化学系基礎製 品製造業(整理番 号一〇九の項か ら前項までの掲 げを除く)	石油化学系基礎製 品製造業(整理番 号一〇九の項か ら前項までの掲 げを除く)	石油化学系基礎製 品製造業(整理番 号一〇九の項か ら前項までの掲 げを除く)
一五	一五	一五	一五
二五	二五	二五	三五
一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五
大阪湾及びこれに流入する排出水の値は、二〇とする。	(一) 大阪湾及びこれに流入する排出水の値は、二〇とする。	(一) 大阪湾及びこれに流入する排出水の値は、二〇とする。	(一) 大阪湾及びこれに流入する排出水の値は、二〇とする。

一四	二三	二二	一一
石油化学系基礎製 品製造業(整理番 号一〇九の項か ら前項までの掲 げを除く)	石油化学系基礎製 品製造業(整理番 号一〇九の項か ら前項までの掲 げを除く)	石油化学系基礎製 品製造業(整理番 号一〇九の項か ら前項までの掲 げを除く)	石油化学系基礎製 品製造業(整理番 号一〇九の項か ら前項までの掲 げを除く)
一五	一五	一五	一五
二五	四〇	二五	四五
一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	一五	一五
五(2)の値は、三〇とする。	五(2)の値は、三〇とする。	五(2)の値は、三〇とする。	五(2)の値は、三〇とする。

二二九	(略)	二二七	二二六	二二五
環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		発酵工業	メタン誘導品製造業	脂肪族系中間物製造業
一五		一五	一五	一五
二五		三〇	二五	三五
一〇		一〇	一〇	一〇
一五		二〇	一五	一五
(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを掲げる(二) 掲げるものは、第三欄(一)の値は、五五とする。 (二) 窒素又はその化合物を原料として使用する(1)の値は、一〇、(2)の値は、一〇、(3)の値は、一〇、(4)の値は、一〇、(5)の値は、一〇とする。	(略)	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、四〇とする(1)の値は、六〇とする(2)の値は、六〇とする(3)の値は、六〇とする(4)の値は、六〇とする(5)の値は、六〇とする	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、六〇とする(1)の値は、六〇とする(2)の値は、六〇とする(3)の値は、六〇とする(4)の値は、六〇とする(5)の値は、六〇とする	(一) 窒素又はその化合物を原料として使用する(1)の値は、一〇、(2)の値は、一〇、(3)の値は、一〇、(4)の値は、一〇、(5)の値は、一〇とする。 (二) 掲げるものは、第三欄(一)の値は、五五とする。 (三) 掲げるものは、第三欄(一)の値は、五五とする。

二二九	(略)	二二七	二二六	二二五
環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		発酵工業	メタン誘導品製造業	脂肪族系中間物製造業
一五		一五	一五	一五
五五		四〇	六〇	三五
一〇		一〇	一〇	一〇
一五		二〇	一五	一五
窒素又はその化合物を原料として使用する(1)の値は、一〇、(2)の値は、一〇、(3)の値は、一〇、(4)の値は、一〇、(5)の値は、一〇とする。	(略)			(一) 窒素又はその化合物を原料として使用する(1)の値は、一〇、(2)の値は、一〇、(3)の値は、一〇、(4)の値は、一〇、(5)の値は、一〇とする。 (二) 掲げるものは、第三欄(一)の値は、五五とする。 (三) 掲げるものは、第三欄(一)の値は、五五とする。

<p>有機化学工業製品 製造業(整理番号 〇九の項から前 の項までに掲げる ものを除く)</p>	<p>合成ゴム製造業</p>	<p>プラスチック製造業</p>
<p>一五</p>	<p>一五</p>	<p>一〇</p>
<p>七〇</p>	<p>二五</p>	<p>二〇</p>
<p>一〇</p>	<p>一〇</p>	<p>一〇</p>
<p>一五</p>	<p>一五</p>	<p>一五</p>
<p>(一) 室素又はその化合物を原料として使用するものを除く。八五、一五、三五とする。</p> <p>(二) その誘導品製造工程及びその順序に従い、二〇、一五、一〇とする。</p> <p>(三) それぞれの製造工程に於ける順序に従い、一五、一〇、五とする。</p>	<p>(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く。(二) に掲げるものを除く。(三) に掲げるものは、第三欄(1)の値は、四五とする。</p> <p>(二) 室素又はその化合物を原料として使用するものを除く。(三) に掲げるものは、第三欄(1)の値は、四五とする。</p> <p>(三) 室素又はその化合物を原料として使用するものを除く。(三) に掲げるものは、第三欄(1)の値は、四五とする。</p>	<p>(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを除く。(二) に掲げるものは、第三欄(1)の値は、四五とする。</p> <p>(二) 室素又はその化合物を原料として使用するものを除く。(三) に掲げるものは、第三欄(1)の値は、四五とする。</p> <p>(三) 室素又はその化合物を原料として使用するものを除く。(三) に掲げるものは、第三欄(1)の値は、四五とする。</p>

<p>有機化学工業製品 製造業(整理番号 〇九の項から前 の項までに掲げる ものを除く)</p>	<p>合成ゴム製造業</p>	<p>プラスチック製造業</p>
<p>一五</p>	<p>一五</p>	<p>一〇</p>
<p>七〇</p>	<p>四五</p>	<p>二五</p>
<p>一〇</p>	<p>一〇</p>	<p>一〇</p>
<p>一五</p>	<p>一五</p>	<p>一五</p>
<p>(一) 室素又はその化合物を原料として使用するものを除く。八五、一五、三五とする。</p> <p>(二) その誘導品製造工程及びその順序に従い、二〇、一五、一〇とする。</p> <p>(三) それぞれの製造工程に於ける順序に従い、一五、一〇、五とする。</p>	<p>同一第三欄の順序に従い、一五、一〇、五とする。</p> <p>同一第三欄の順序に従い、一五、一〇、五とする。</p> <p>同一第三欄の順序に従い、一五、一〇、五とする。</p>	<p>〇(2) 第三欄(1)の値は、二五とする。</p> <p>〇(2) 第三欄(1)の値は、二五とする。</p> <p>〇(2) 第三欄(1)の値は、二五とする。</p>

二三二	二三〇	二二九	二二八	(略)	二三六	(略)
医薬品原薬・製剤 製造業	印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く)		脂肪酸・硬化油・ グリセリン製造業	
一五	一五	一五	一五		一〇	
四〇	二五	二五	二五		一五	
一〇	一〇	一〇	一〇		一〇	
一五	一五	一五	一五		一五	
(二) 医薬品原薬製造工程(室薬又はその化合物を原料として使用するものに限る)にあつては、第三欄(一)の値は、四・五とする。	(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの(二)に掲げるものを除く。(三)にあつては、第三欄(一)の値は、三・〇とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの(一)の値は、三・〇とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの(一)の値は、五・五とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの(一)の値は、三・〇とする。	(三) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る)にあつては、第三欄(一)の値は、三・五とする。

二三二	二三〇	二二九	二二八	(略)	二三六	(略)
医薬品原薬・製剤 製造業	印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを除く)		脂肪酸・硬化油・ グリセリン製造業	
一五	一五	一五	一五		一〇	
四五	三〇	三〇	五五		三〇	
一〇	一〇	一〇	一〇		一〇	
一五	一五	一五	一五		一五	
医薬品原薬製造工程(室薬又はその化合物を原料として使用するものに限る)にあつては、第三欄(一)の値は、三・五とする。						(四) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る)にあつては、第三欄(一)の値は、三・五とする。

一五六	板ガラス製造業	一〇	一五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする。
(略)						
一四九	コークス製造業	五〇〇	五一〇	三三〇	三三〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする。
(略)						
一四七	石油精製業	二〇	三〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする。
(略)						
一四六	化学工業(整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く)	一五	四〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする。
(略)						
一四三	写真感光材料製造業	一五	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする。
(略)						
一三八	合成香料製造業	一五	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(1)の値は、二〇とする。
(略)						
一三六	火薬類製造業	一五	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水があつては、第三欄(2)の値は、二〇とする。
(略)						
						〇、二五、三〇とする。

一五六	板ガラス製造業	一〇	二〇	一〇	一五	
(略)						
一四九	コークス製造業	五〇〇	九五〇	三三〇	四〇〇	
(略)						
一四七	石油精製業	二〇	三〇	一〇	二〇	
(略)						
一四六	化学工業(整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く)	一五	五〇	一〇	二〇	
(略)						
一四三	写真感光材料製造業	一五	二五	一〇	二〇	
(略)						
一三八	合成香料製造業	一五	三五	一〇	二〇	
(略)						
一三六	火薬類製造業	一五	三五	一〇	二〇	
(略)						
						〇、二五、三〇とする。

略	一八〇	一〇	一五	一〇	一五	略
二〇一	電気めつき業	二〇	四〇	一〇	二五	<p>(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るものを除く。(二) 掲げるものを除く。(三) 掲げるものを除く。(四) 掲げるものを除く。(五) 掲げるものを除く。(六) 掲げるものを除く。(七) 掲げるものを除く。(八) 掲げるものを除く。(九) 掲げるものを除く。(十) 掲げるものを除く。</p>
二〇〇	非鉄金属製造業	一五	三〇	一〇	一五	<p>(一) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの。(二) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの。(三) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの。(四) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの。(五) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの。(六) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの。(七) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの。(八) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの。(九) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの。(十) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの。</p>

略	一八〇	一〇	一五	一〇	一五	略
二〇一	電気めつき業	二〇	四〇	一〇	三〇	<p>窒素又はその化合物による表面処理施設を有するもの(三)に掲げるものを除く(四)に掲げるものを除く(五)に掲げるものを除く(六)に掲げるものを除く(七)に掲げるものを除く(八)に掲げるものを除く(九)に掲げるものを除く(十)に掲げるものを除く</p>
二〇〇	非鉄金属製造業	一五	三五	一〇	一五	<p>ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの(二)に掲げるものを除く(三)に掲げるものを除く(四)に掲げるものを除く(五)に掲げるものを除く(六)に掲げるものを除く(七)に掲げるものを除く(八)に掲げるものを除く(九)に掲げるものを除く(十)に掲げるものを除く</p>

(略)	二〇五	(略)	二〇三
	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除く)情報通信機械器具製造業		金属製品製造業(前項に掲げるものを除く)
	一五		一五
	三〇		四〇
	一〇		一〇
	一五		二五
	<p>(一) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理を設けるもの)の値は、第二欄(2)の値は、二〇とする。</p> <p>(二) 半導体素子製造工程(窒素又はその化合物による表面処理を設けるもの)の値は、第三欄の値は、二〇とする。</p> <p>(三) 半導体素子製造工程(窒素又はその化合物による表面処理を設けるもの)の値は、第三欄の値は、二〇とする。</p>	<p>(一) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理を設けるもの)の値は、第三欄の値は、二〇とする。</p> <p>(二) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理を設けるもの)の値は、第三欄の値は、二〇とする。</p> <p>(三) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理を設けるもの)の値は、第三欄の値は、二〇とする。</p>	

(略)	二〇五	(略)	二〇三
	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除く)情報通信機械器具製造業		金属製品製造業(前項に掲げるものを除く)
	一五		一五
	三〇		四〇
	一〇		一〇
	一五		二五
	<p>(一) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理を設けるもの)の値は、第二欄(2)の値は、二〇とする。</p> <p>(二) 半導体素子製造工程(窒素又はその化合物による表面処理を設けるもの)の値は、第三欄の値は、二〇とする。</p> <p>(三) 半導体素子製造工程(窒素又はその化合物による表面処理を設けるもの)の値は、第三欄の値は、二〇とする。</p>	<p>(一) 溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理を設けるもの)の値は、第三欄の値は、二〇とする。</p> <p>(二) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理を設けるもの)の値は、第三欄の値は、二〇とする。</p> <p>(三) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理を設けるもの)の値は、第三欄の値は、二〇とする。</p>	

<p style="text-align: center;">三三三</p>		<p style="text-align: center;">三三三</p>
<p>し尿処理業（し尿を浄化槽に係るものを除く）</p>	<p>し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項第一号に規定するもの）</p>	<p>し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項第一号に規定するもの）</p>
<p style="text-align: center;">二〇</p>		<p style="text-align: center;">二〇</p>
<p style="text-align: center;">四〇</p>		<p style="text-align: center;">六〇</p>
<p style="text-align: center;">一〇</p>		<p style="text-align: center;">一〇</p>
<p style="text-align: center;">三〇</p>		<p style="text-align: center;">三〇</p>
<p>(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの(二) 掲げるもの(三) 掲げるもの(四) 掲げるもの(五) 掲げるもの(六) 掲げるもの</p>	<p>(一) 第二欄に規定するもの(二) 第二欄に規定するもの(三) 第二欄に規定するもの(四) 第二欄に規定するもの(五) 第二欄に規定するもの(六) 第二欄に規定するもの</p>	<p>(一) 第二欄に規定するもの(二) 第二欄に規定するもの(三) 第二欄に規定するもの(四) 第二欄に規定するもの(五) 第二欄に規定するもの(六) 第二欄に規定するもの</p>
<p style="text-align: center;">二〇</p>		<p style="text-align: center;">二〇</p>
<p style="text-align: center;">六〇</p>		<p style="text-align: center;">六〇</p>
<p style="text-align: center;">一〇</p>		<p style="text-align: center;">一〇</p>
<p style="text-align: center;">四〇</p>		<p style="text-align: center;">五〇</p>
<p>性化嫌汚泥法、凝集法、好気性消化法、活性汚泥法、湿式酸化法、好気性消化法、活性汚泥法、凝集法、好気性消化法</p>	<p>(一) 第二欄に規定するもの(二) 第二欄に規定するもの(三) 第二欄に規定するもの(四) 第二欄に規定するもの(五) 第二欄に規定するもの(六) 第二欄に規定するもの</p>	<p>(一) 第二欄に規定するもの(二) 第二欄に規定するもの(三) 第二欄に規定するもの(四) 第二欄に規定するもの(五) 第二欄に規定するもの(六) 第二欄に規定するもの</p>

2 1

この告示は、公布の日から適用する。

更に増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_n 、 C_{no} 及び C_{ni} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

附 則

別表第二 (略)		別表第二 (略)	
二三二	(略)	二二六	(略)
試験研究機関(規則第一条の二各号に掲げるものをいう)		産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く)	
二〇		二〇	
三五		四五	
一〇		一〇	
一五		三五	
大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、二五とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(2)の値は、四〇とする。	

別表第二 (略)		別表第二 (略)	
二三二	(略)	二二六	(略)
試験研究機関(規則第一条の二各号に掲げるものをいう)		産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く)	
二〇		二〇	
三五		五〇	
一〇		一〇	
一五		四〇	

加えた方法より高度に処理することができ、尿を処理する方法により尿を処理する方法は、第三欄(1)及び(2)の値は、三〇とする。

○環境省告示第八十二号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年 通商産業省 府令第 215 号）第一条の七第三項の規定に基づき、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月
環境省告示第百三十六号）の一部を次のように改正する。
平成二十八年九月五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるものように改める。
○りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十六号）（抄）

改正後

改正前

別表第一		一～三 (略)		別表第一		一～三 (略)	
整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位：リットルにつきミリグラム)		整理番号	業種その他の区分	りん含有量 (単位：リットルにつきミリグラム)	
		(1)	(2)			(1)	(2)
二	畜産農業	八	三六	二	畜産農業	八	三六
		(イ)	(ロ)			(イ)	(ロ)
		(イ)	八			(イ)	八
		(ロ)	九			(ロ)	九
		備考				備考	
		総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものにあつては、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものに係るもの(1)の値は、四〇とする。				総面積が五〇㎡以上の豚房施設を有するものにあつては、第三欄の(1)の値は、四〇とする。	
(略)	四 非金属鉱業	一	一・五	(略)	四 非金属鉱業	一	一・五
		備考				備考	
		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものに係るもの(1)の値は、二とする。				大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものに係るもの(1)の値は、二とする。	
(略)	七 畜産食品製造業 (前二項に掲げるものを除く)	五・五	九	(略)	七 畜産食品製造業 (前二項に掲げるものを除く)	五・五	九
		備考				備考	
		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものに係るもの(2)の値は、五・五とする。				大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものに係るもの(2)の値は、五・五とする。	
〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三	四	〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三	四
		一・五	二・五			一・五	二・五
		備考				備考	
		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものに係るもの(1)の値は、三とする。				大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものに係るもの(1)の値は、三とする。	

環境大臣 山本 公一

(略)	二五	二四	(略)	三三	三二	(略)	一九	(略)	一六	一五	(略)	二	
	パン製造業	小麦粉製造業		砂糖精製業	食酢製造業		うま味調味料製造業		野菜漬物製造業	詰・農産保存食料品製造業		野菜缶詰・果実缶詰	水産練製品製造業
	二	三		一・五	三		一・五		二・五	三		三	三
	四・五	四		三・五	四		七		六	六		四・五	四・五
	一	一・五		一	一・五		一		一	一		一	一
	二・五	二・五		二	二・五		一・五		三	三		三・五	三・五
大阪湾及びこの流入水を排出するものは、六とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、七・五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、四・五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、八とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、六・五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、七・五とす。			

(略)	二五	二四	(略)	三三	三二	(略)	一九	(略)	一六	一五	(略)	二	
	パン製造業	小麦粉製造業		砂糖精製業	食酢製造業		うま味調味料製造業		野菜漬物製造業	詰・農産保存食料品製造業		野菜缶詰・果実缶詰	水産練製品製造業
	二	三		一・五	三		一・五		二・五	三		三	三
	六	七・五		四・五	四・五		八		六・五	七・五		七・五	七・五
	一	一・五		一	一・五		一		一	一		一	一
	二・五	二・五		二	三		一・五		三	三		三・五	三・五
大阪湾及びこの流入水を排出するものは、六とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、七・五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、四・五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、八とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、六・五とす。		大阪湾及びこの流入水を排出するものは、七・五とす。			

(略)	四七	四六	(略)	四二	(略)	三九	三八	(略)	三四	(略)	二九	二八	
	配合飼料製造業	インスタントコーヒ製造業		果実酒製造業		冷凍調理食品製造業	あん類製造業		穀類でんぷん製造業		パン・菓子製造業 (整理番号二五の項から前項までの掲げるものを除く)	米菓製造業	
	二	二・五		一・五		四	三・五		三		三	三	
	三	三・五		二・五		八	八		五・五		六	七・五	
	一	一		一		一	一		一・五		一・五	一・五	
	一・五	一・五		二		四	四		三		二・五	二・五	
大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(二)の値は、二とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(二)の値は、三とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(二)の値は、二・五とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(一)の値は、九とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(一)の値は、六・五とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(二)の値は、三とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(二)の値は、四・五とする。	

(略)	四七	四六	(略)	四二	(略)	三九	三八	(略)	三四	(略)	二九	二八	
	配合飼料製造業	インスタントコーヒ製造業		果実酒製造業		冷凍調理食品製造業	あん類製造業		穀類でんぷん製造業		パン・菓子製造業 (整理番号二五の項から前項までの掲げるものを除く)	米菓製造業	
	二	二・五		一・五		四	三・五		三		三	三	
	三	三・五		二・五		八・五	九		六・五		六	七・五	
	一	一		一		一	一		一・五		一・五	一・五	
	二	三		二・五		四・五	四		三		三	四・五	
大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(二)の値は、二とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(二)の値は、三とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(二)の値は、二・五とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(一)の値は、九とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(一)の値は、六・五とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(二)の値は、三とする。		大阪湾及びこれに流入する公共用水域に係るもの排出するものは、第三欄(二)の値は、四・五とする。	

(略)	二七	二六	(略)	二四	(略)	一〇八	一〇七
	発酵工業	メタン誘導品製造業		石油化学系基礎製品製造業(整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)		無機化学工業製品(整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く)	無機顔料製造業
	一・五	二		一		一	
	二・五	三		一・五		二	
	一	一		一		一	
	一・五	一・五		一・五		一・五	
	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(一)の値は三とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(二)の値は二とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(一)の値は二・五とする。	(一)大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(一)の値は二・五とする。 (二)りん及びびりん化合物製造工程に掲げるものは、第三欄(二)の値は二・五とする。 (三)りん及びびりん化合物製造工程に掲げるものは、第三欄(三)の値は二・五とする。 (四)りん及びびりん化合物製造工程に掲げるものは、第三欄(四)の値は二・五とする。	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものは、第三欄(一)の値は三とする。		

(略)	二七	二六	(略)	二四	(略)	一〇八	一〇七
	発酵工業	メタン誘導品製造業		石油化学系基礎製品製造業(整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)		無機化学工業製品(整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く)	無機顔料製造業
	一・五	二		一		一	
	三	三		二・五		三	
	一	一		一		一	
	一・五	二		一・五		一・五	
				りん及びびりん化合物製造工程に掲げるものは、第三欄(一)の値は二・五とする。			

二九	(略)	二三	二二	二〇	一九
塗料製造業		有機化学工業製品 製造業(整理番号 〇九の項から前 の項までに掲げる ものを除く)	合成ゴム製造業	プラスチック製造業	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
一・五		一・五	一・五	一	一・五
二・五		五	二・五	二	三・五
一		一	一	一	一
一・五		二	一・五	一・五	一・五
の排出は大に排 値は出公海及 三あ共用水域 とつるは、に 三係る第三欄 とす(1)のをす	(一)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (二)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (三)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (四)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (五)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (六)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (七)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (八)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (九)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (十)大阪湾及びこれに流入する水の排出を	(一)有機化学工業製品製造業(整理番号〇九の項から前の項までに掲げるものを除く) (二)合成ゴム製造業 (三)プラスチック製造業	大阪湾及びこれに流入する水の排出を (一)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (二)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (三)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (四)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (五)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (六)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (七)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (八)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (九)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (十)大阪湾及びこれに流入する水の排出を	大阪湾及びこれに流入する水の排出を (一)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (二)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (三)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (四)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (五)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (六)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (七)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (八)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (九)大阪湾及びこれに流入する水の排出を (十)大阪湾及びこれに流入する水の排出を	(一)環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 (二)環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 (三)環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 (四)環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 (五)環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 (六)環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 (七)環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 (八)環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 (九)環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 (十)環式中間物・合成染料・有機顔料製造業

二九	(略)	二三	二二	二〇	一九
塗料製造業		有機化学工業製品 製造業(整理番号 〇九の項から前 の項までに掲げる ものを除く)	合成ゴム製造業	プラスチック製造業	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
一・五		一・五	一・五	一	一・五
三		五	三・五	三	三・五
一		一	一	一	一
一・五		二	二	一・五	一・五
		それ(1)工程に及ぶものは、第三欄の値とする。			それ(1)工程に及ぶものは、第三欄の値とする。

一五一 (略)	一四九 (略)	一四二 (略)	一三九 (略)	一三八 (略)	一三三 (略)	一三二 (略)
自動車タイヤ・ チノープ製造業	コークス製造業	ゼラチン・接着剤 製造業(にかわ製 造業を含む)	香料製造業(前項 に掲げるものを除 く)	合成香料製造業	医薬品製剤製造業	医薬品原薬・製剤 製造業
一・五	一	二	二	二	一	一・五
二・五	一・五	三・五	三	三	二	四
一	一	一	一	一	一	一
一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
大阪湾及びこれに流入す る公共用水域に排出水 を排出するもの(二)の 値は、二とする。	大阪湾及びこれに流入す る公共用水域に排出水 を排出するもの(一)(二) の値は、二とする。	大阪湾及びこれに流入す る公共用水域に排出水 を排出するもの(二)の 値は、二とする。	大阪湾及びこれに流入す る公共用水域に排出水 を排出するもの(一)の 値は、三・五とする。	大阪湾及びこれに流入す る公共用水域に排出水 を排出するもの(一)の 値は、三・五とする。	大阪湾及びこれに流入す る公共用水域に排出水 を排出するもの(一)の 値は、二・五とする。	(一) 大阪湾及びこれに流 入する公共用水域に排 出するもの(二)に掲げ るものを除く。(二)に あつては、第三欄(一) の値は、二とする。 (二) 医薬品原薬製造工 程(りん又はその化合 物を原料として使用す るもの)に限る。(一)及 び(二)の値は、第三欄 (一)及び(二)の値は、 二・五とする。

一五一 (略)	一四九 (略)	一四二 (略)	一三九 (略)	一三八 (略)	一三三 (略)	一三二 (略)
自動車タイヤ・ チノープ製造業	コークス製造業	ゼラチン・接着剤 製造業(にかわ製 造業を含む)	香料製造業(前項 に掲げるものを除 く)	合成香料製造業	医薬品製剤製造業	医薬品原薬・製剤 製造業
一・五	一	二	二	二	一	一・五
二・五	二	三・五	三・五	三・五	二・五	六
一	一	一	一	一	一	一
二	一・五	二	二	二	一・五	一・五
						医薬品原薬製造工程(り ん又はその化合物を原 料として使用するもの)に 限る。(一)及び(二)の 値は、第三欄(一)及び (二)の値は、二・五と する。

二〇五 (略)	二〇二 (略)	一九一 (略)	一九〇 (略)
電子部品・回路製造業 (前項に掲げるものを除く) ス・電子部品・回路製造業 (前項に掲げるものを除く) 業(前項に掲げるものを除く) も(前項に掲げるものを除く) 気(前項に掲げるものを除く) 又(前項に掲げるものを除く) 器具製造業	金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く)	表面処理鋼材製造業 (整理番号一八七の項から前項までの項に掲げるものを除く)	めっき鉄鋼線製造業
一・五	二	一	一
三	五・五	一・五	一・五
一	一	一	一
一・五	二・五	一・五	一・五
<p>(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを掲げるものは、第三欄(1)の値は、二とする。</p> <p>(二) 溶解めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る)にあつては、第三欄(1)の値は、二・五とする。</p> <p>(三) アルマイイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る)にあつては、第三欄(1)の値は、二・五とする。</p> <p>(四) アルマイイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る)にあつては、第三欄(1)の値は、二・五とする。</p>	<p>(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを掲げるものは、第三欄(1)の値は、二とする。</p> <p>(二) 溶解めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る)にあつては、第三欄(1)の値は、二・五とする。</p> <p>(三) アルマイイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る)にあつては、第三欄(1)の値は、二・五とする。</p> <p>(四) アルマイイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る)にあつては、第三欄(1)の値は、二・五とする。</p>	<p>大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを掲げるものは、第三欄(1)の値は、二とする。</p>	<p>大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものを掲げるものは、第三欄(1)の値は、二とする。</p>

二〇五 (略)	二〇二 (略)	一九一 (略)	一九〇 (略)
電子部品・回路製造業 (前項に掲げるものを除く) ス・電子部品・回路製造業 (前項に掲げるものを除く) 業(前項に掲げるものを除く) も(前項に掲げるものを除く) 気(前項に掲げるものを除く) 又(前項に掲げるものを除く) 器具製造業	金属製品製造業 (前項に掲げるものを除く)	表面処理鋼材製造業 (整理番号一八七の項から前項までの項に掲げるものを除く)	めっき鉄鋼線製造業
一・五	二	一	一
三	五・五	二	二
一	一	一	一
二	三	一・五	一・五
<p>(一) 溶解めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る)にあつては、第三欄(1)の値は、二・五とする。</p> <p>(二) アルマイイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る)にあつては、第三欄(1)の値は、二・五とする。</p>	<p>(一) 溶解めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る)にあつては、第三欄(1)の値は、二・五とする。</p> <p>(二) アルマイイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る)にあつては、第三欄(1)の値は、二・五とする。</p>		

二〇九	二〇八	(略)	二〇六
下水道業	ガス製造工場		輸送用機械器具製造業
—	二		—
三	三		四
—	—		—
二・五	三		二
(一)は出入水の大坂湾及び此の排出水に係るもの(二)は、排出水に係るもの(三)は、排出水に係るもの(四)は、排出水に係るもの(五)は、排出水に係るもの	大坂湾及び此の排出水に係るもの(一)は、排出水に係るもの(二)は、排出水に係るもの(三)は、排出水に係るもの(四)は、排出水に係るもの(五)は、排出水に係るもの	(一)は、排出水に係るもの(二)は、排出水に係るもの(三)は、排出水に係るもの(四)は、排出水に係るもの(五)は、排出水に係るもの	(一)は、排出水に係るもの(二)は、排出水に係るもの(三)は、排出水に係るもの(四)は、排出水に係るもの(五)は、排出水に係るもの

二〇九	二〇八	(略)	二〇六
下水道業	ガス製造工場		輸送用機械器具製造業
—	二		—
四	四・五		四
—	—		—
四	三・五		二
			(一)は、排出水に係るもの(二)は、排出水に係るもの(三)は、排出水に係るもの(四)は、排出水に係るもの(五)は、排出水に係るもの

(略)	二二九	(略)	二二五	(略)	
	自動車整備業		リネンサプライ業		
	二・五		二・五		
	四・五		八		
	二		一		
	三		四・五		
大阪湾及びこれに流入する 公共用水域に排出するもの に係るものは、第三欄(1)の 値は、五とする。		大阪湾及びこれに流入する 公共用水域に排出するもの に係るものは、第三欄(2)の 値は、五とする。		(一) 他標準活性汚泥法その 中これより高度に下水 方より高度に除去できる 法により下水を処理する を含む(高濃度を多量に を有する)汚水を多量に の受け入れる処理する は、第三欄(1)及び(2)の 値は、二とする。	

(略)	二二九	(略)	二二五	(略)	
	自動車整備業		リネンサプライ業		
	二・五		二・五		
	五		八		
	二		一		
	三		五		
大阪湾及びこれに流入する 公共用水域に排出するもの に係るものは、第三欄(1)の 値は、五とする。		大阪湾及びこれに流入する 公共用水域に排出するもの に係るものは、第三欄(2)の 値は、五とする。		(一) 他標準活性汚泥法その 中これより高度に下水 方より高度に除去できる 法により下水を処理する を含む(高濃度を多量に を有する)汚水を多量に の受け入れる処理する は、第三欄(1)及び(2)の 値は、二とする。	

三三三		三三三
二	<p>る人〇処法に十基し 〇以下一人対より定二法尿 の以象算する第施化 の上人員定算一槽 のに〇がし定項令 限〇二た方表三</p>	<p>限一た方表三三和基し 〇以下一人対より定二法尿 の以象算する第施化 の上人員定算一槽 のに〇がし定項令 限〇二た方表三</p>
二		二
八		八
一		一
三		三
<p>五は及びあげ尿き尿尿基号第又 二それ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>(一) 出入 大阪湾及びこれに排 水する公共用水域に流 出するものを排出するに 係るものを除く。(二)に は、第二欄(二)に掲げて 五とする。</p> <p>(二) 又第二欄に規定する 第三号第三項施行令 第三号第三項施行令 第三号第三項施行令 第三号第三項施行令 第三号第三項施行令</p>	<p>(一) 出入 大阪湾及びこれに排 水する公共用水域に流 出するものを排出するに 係るものを除く。(二)に は、第二欄(二)に掲げて 四とする。</p> <p>(二) 又第二欄に規定する 第三号第三項施行令 第三号第三項施行令 第三号第三項施行令 第三号第三項施行令 第三号第三項施行令</p>
二		二
八		八
一		一
五		四
<p>とぞ並て尿が高す二建第 ずればはをが度構は二条築二 一に 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>とぞ並て尿が高す二建第 ずればはをが度構は二条築二 一に 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>とぞ並て尿が高す二建第 ずればはをが度構は二条築二 一に 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p>

